

議案第29号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定  
について

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を次のとおり定める。

平成27年2月26日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、市が定める地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準並びに職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの人員配置基準が、前項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。

(員数の例外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 地域包括支援センター運営法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)は、三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第6条第1項に規定する暴力団等であってはならない。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

| 担当する区域における第1号被保険者の数      | 人員配置基準   |
|--------------------------|--|
| おおむね1,000人未満             | 第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人   |
| おおむね1,000人以上<br>2,000人未満 | 第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)                      |
| おおむね2,000人以上<br>3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |